

V 農業物価指数の部

解説

この部には、農産物価格指数及び農業生産資材価格指数に関する統計について、農林水産省統計部の「農業物価指数」を収録した。

これは、農業経営に直接関係ある物価を把握し、農業における投入・産出の物価変動を測定するために実施したものである。

なお、平成7年基準までは「農村物価指数」として公表していたが、平成12年基準改定で、生活資材価格指数を廃止し、指数の概念を「農村における景気の動向と物価水準の変動を測定する物価指数」から「農業における投入・産出の物価変動を測定する物価指数」に改め、「農業物価指数」へ改称した。

また、平成17年基準改定では、農業臨時雇賃金指数を廃止した。

現行の指数は、令和2年基準で公表しており、全国年平均価格指数の算出に用いるウェイトは、令和2年農業経営統計調査経営形態別経営統計による全国の全農業経営体の平均値の農業粗収益及び農業経営費を用い、ラスパイレス式により作成している。

基準時価格については、農業物価統計調査による令和2年の全国年平均価格である。

価格指数については、品目別の全国平均価格を用いて、個々の品目の指数（令和2年＝100）を計算し、これらをウェイト（農業粗収益または農業経営費に占める割合）により加重平均して、総合、類などの指数を計算している。

また、価格指数は長期的な物価変動を時系列的に分析できるようにするため、基準改定時において新旧指数を接続する処理を行っている。

新旧指数の接続は、基準年における旧基準と新基準の年平均指数（新基準は100）の比で、旧基準の指数を換算することにより行っている。実際の計算では、新基準の指数との接続に使用する年平均指数の逆数によりリンク係数を作成し、旧基準年の指数を除して接続した。この接続処理は、総合指数及び類別指数のそれぞれについて独立して行った。

農産物及び農業生産資材に係る価格指数の概要は、次のとおりである。

1 農産物価格指数

農業経営体が販売する個々の農産物の生産者価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに10の類別にまとめて作成している。

2 農業生産資材価格指数

農業経営体が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに12の類別にまとめて作成している。

農業物価指数のウェイト及び品目数表

類別	ウェイト	品目数
農産物	10,000	112
米	1,572	2
麦	80	4
雑穀	6	1
豆	84	3
いも	274	5
野菜	2,464	41
果実	966	24
工芸農作物	297	8
花き	352	7
畜産物	3,905	17
農業生産資材	10,000	150
種苗及び苗木	454	17
畜産用動物	1,131	11
肥料	776	18
飼料	2,296	13
農業薬剤	805	28
諸材料	604	9
光熱動力	850	7
農機具	1,326	21
自動車・同関係料金	274	4
建築資材	807	8
農用被服	50	5
賃借料及び料金	627	9